

東彼杵町農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和4年5月24日(火) 午後1時30分～午後2時30分
2. 開催場所 東彼杵町総合会館 2階 大会議室

出席委員

会長 西坂 秀徳	1 番 林田 佐知雄	2 番 森田 誠	3 番 三坂 登
4 番 泓 純隆	5 番 富永 政光	6 番 迎 幸枝	7 番 中山 久嗣
8 番 江口 庄平	9 番 出口 照雄	10 番 山口 義範	11 番 清心 由紀美
12 番 俵坂 和則	13 番 欠 席		

事務局及びその他の出席者

事務局長 楠本 信宏 書記 前田 篤史 竹下 由紀子

3. 議事録署名委員の指名について
4. 報告事項
 - (1) 農地の合意解約について(農地法第18条第6項)
 - (2) 農地改良届出書について
5. 議 事
 - (1) 議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (2) 議案第7号 農業経営基盤強化促進事業による権利設定について
 - (3) 議案第8号 農地中間管理事業による農地利用集積計画について
 - (4) 議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - (5) 議案第10号 農地のあっせん申出について
6. その他

事務局長	<p>令和4年度第2回目5月期の東彼杵町農業委員会総会を始めさせていただきます。本日の農業委員さんは、13番の宮脇委員さんが都合により欠席ということで13名、推進委員さんにつきましては、渡辺委員さん、中尾委員さん、福田委員さんが欠席ということで11名です。</p>
議長	<p>(挨拶)</p> <p>議事録署名人の指名についてということで12番の俵坂委員、1番の林田委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。</p> <p>報告事項(1)農地の合意解約についてということで、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地法第18条第6項の規定による通知が、下記のとおり提出されたので報告いたします。1件です。</p> <p>借人は今諫早にお住まいです、貸人の息子さんですけれども、合意解約の理由、一番右に書いておりますけれども、借人が農業者年金の受給をされておまして、経営移譲分の年金ももらわれているのですが、経営移譲の相手を、弟さんに変更をするということで、一旦解約をして、議案の6号で今度、使用貸借権の設定と、贈与について協議をいたします。そのような内容になっております。4ページが解約の原本です。</p> <p>右側の表の贈与と書いてある所が贈与をしたいという所で、それ以外の所は使用貸借、無償での貸付になっております。</p>
議長	<p>ありがとうございました。この件に関しまして質問がありましたらお受けします。</p> <p>何もないようでしたら、報告事項とうことでさせていただきます。</p> <p>(2)番の農地改良等届出書についてということで、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>東彼杵町農業委員会農地改良届取扱要綱に基づき、下記のとおり提出されたので報告いたします。1件です。</p> <p>農地が蔵本郷の1423、現況は休耕田、面積が304㎡、改良の目的は圃場が低く、常時湧水があるため。施工の時期ですけれども、6月1日と書いてありますが、7月1日に訂正をお願いします。終了も12月31日まで。半年位みておくということで、もう少し早く終わるということでしたけれども、7月1日から12月31日までに資料の修正をお願いします。備考ですけれども、野菜を生産予定ということになっております。</p> <p>6ページの左側ですけれども、農地改良等を必要とする理由で、滝川内河底板より圃場が低く常時湧水が出ているため、先ほども言いましたが水が出るということで、かさ上げをするという内容になっております。右側の被害防除計画書①の(1)届出地の造成計画の内容は盛土を行う、最高1.2m、(2)上記(1)に伴う被害防除措置はエの緩衝地を設ける、近隣農地の日照、通風、耕作等に著しい影響を及ぼす恐れを生じさせないための措置ということで、イの隣接農地への通路を確保するという計画になっております。7ページは場所です。給食センターと常明園の間の所で、滝川内河を橋で渡った所になっております。8ページが字図です。赤で囲まれた所が申請地で、横</p>

	<p>の所が滝川内河になっております。Rと書いてある所が里道で、Wと書いてある所が水路ですけれども、隣接しているということで、この件につきましては、建設課にすでに協議をされているということでございました。9 ページが平面図と断面図です。断面図をとってありますが、BとDに石積みをする、Aの方が河の方になるのですが、ここに壁がありまして、それから少し下げた位まで1.2m盛土をする高さでそろえる、C側は里道があるのですが、ここも1.2m同じように埋め上げて、同じ高さにするということで、建設課の許可を得ているということでございました。10 ページが写真です。右上の写真が一番わかりやすいと思います。Cの所が赤道のあたりでそこも埋め上げる、BとDに石積みをする、Dの方に水路があるので、そこに影響がでないようにという計画になっております。現地を見ないとイメージしにくいかもしれません。</p>
議長	<p>ありがとうございました。今事務局から説明があったように、なかなか写真と図面だけではイメージしにくいと思いますが、今日、現地確認を行っております。地元の委員さん、何かありましたらお願いします。</p>
森田委員	<p>2番の森田です。今日、事務局と当番の委員さんと現地確認をしたわけですが、現地は極端に言えば荒地というような感じでございまして、水路と道路は建設課との立会が済んでいるということで、そこを確実に守っていただければ何ら障害はないと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p>
滝川推進委員	<p>推進委員の滝川です。ここはJRの線路と滝川内河に挟まれて、滝川内河の底より低くなっていて、滝川内河からの水が流れてくるので湿地になっております。今まで荒地になっております。一番問題なのは森田さんから言われたとおり、水路と赤道を守っていければいいのではないかと考えております。</p>
議長	<p>ありがとうございました。本日、当番ということで11番の清心委員さん、12番の俵坂委員さん何かありましたらお願いします。</p>
俵坂委員	<p>12番の俵坂です。今日、現地に行ってみりましたが、今説明がありましたように、荒地になっていた所を畑に改良されるということですので、いいのではないかと思います。水路がありますので、関係者の方とよく相談をしながら、後々問題がないようにして下さいということで言ってきました。</p>
清心委員	<p>11番、清心です。午前中に現地を確認してきました。A判定の土地でした。畑にすればよくなるかと思いました。水が一番もめる原因なので、水路があるので水路組合とよく話し合ってもらいたいと思いました。周りの人も同意されているので問題ないと思いました。</p>

議長	<p>ありがとうございました。川の底よりも水路が川の下を通っている位深い所で、そのままでは耕作しにくいかと思いました。この件に関しまして質問がありましたらお受けします。何もないでしょうか。ないようでしたら、報告事項ということで進めたいと思います。5番、議事の方にはいりたいと思います。</p> <p>(1) 番議案第6号、農地法第3条の規定による許可申請についてということで、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地法第3条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第1の2の(1)の規定により、意見を決定するため審議を求めます。</p> <p>まず1件目、2件目ですけれども、所有権移転と貸付の件です。1件目が無償の所有権移転、贈与です。太ノ浦郷の6筆、5,141㎡。右の方に申請事由の下の方に書いてありますが、後継者変更のためということで、弟さんに変更ということで、備考は贈与、農業者年金受給者ということで書いております。その下は補足ですが、現況が山林原野の所が2筆あるのですが、今のところは農地として経過を観察している状況です。2件目ですけれども、こちらについては使用貸借での貸付です。太ノ浦郷の計11筆、6,127㎡。無償での貸付となっております。</p> <p>次は3、4、5、6と借受者がいずれも西海市の法人です。ドリンク茶の製造をされている会社ということで、蕪の少し荒れてきている茶園の所を借りたいと、何ヶ月前からお話をいただいております。3、4、5、6ですけれども、蕪郷の1511-1と586-1と589-1と590。金額につきましては10aの10,000円、5年間で予定されております。2年目までは10aの5,000円、一部の土地は10aの7,000円ということで、人によって変わるところがあるようです。場所が14ページに地図をつけておりますが、永田池からもう少し行った所と、上の方は蕪池と中池の近くですが、左下の土地も、今月、借受で出したかったのですが、今、中間管理機構で貸付けをしているので、一旦解約しないと新しい方に貸せないということで、今解約の手続きをお願いしているところなので、来月の総会の折に出てくるか、再来月になるかというところでございます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。まず1番、2番、最初に説明がありました件ですが、この件に関しまして地元の中山委員さん、補足等ありましたらお願いします。</p>
中山委員	<p>7番、中山です。借受人から電話連絡がありまして、よろしく願いますということでしたので、これは間違いなく借受人がやってもらえるということで、問題ないと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございました。その他、質問等ありましたらお受けします。</p> <p>ないようでしたら、本人も何年か前から耕作されていて、間違いはないかと思っておりますので決を取りたいと思います。1番、2番に関しまして許可ということに賛成の方は挙手をもってお願いします。</p>

<p>出口委員</p>	<p>ありがとうございます。賛成多数ということで許可したいと思います。 続きまして3番から6番の件ですけれども、地元の出口委員さん、補足等ありましたらお願いします。</p> <p>9番、出口です。乗用機械がいけない所が何か所かあったものですから、それを改良して乗用でできるようにされていまして。お茶もだんだん荒れるなど思っていたのですが、借受人が引き受けられるということで、いいことだと思っております。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。この件に関しまして質問等ありましたらお受けします。</p>
<p>中山委員</p>	<p>7番、中山です。できたら地元の方がいらっしゃればよかったのですが、借受人と地権者の方で話ができてこのようになったということでしょう。遠方から出てこられて、お茶と摘むだけなら大変ではないでしょうが、管理からずっとやっつけられるとなると、距離がありますのでごく大変だと思っておりますけれども、とりあえずやってみようということで、いいのではないかと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。遠方からこられて、周りの農地に迷惑がかからないようなやり方をお願いしていかなければと思っております。借受人も世知原にも農地を借りられていて、工場から世知原まで1時間少しかかります。ちょうど彼杵までと同じ位の距離の所を借りておられますので、きちんとされると思います。</p> <p>いろんな管理の中で、水が出てきたり等あればその旨注意をしながらしていければと思います。</p> <p>お茶農家でも借りる人がいなくなって、荒れていくのを見ているだけになってしまいますので、それを作っていただければと思うところもありますので、ご理解いただければと思います。その他、この件に関しまして質問等ないでしょうか。ないようでしたら決をとりたいと思います。3番から6番までの件につきまして、賛成の方は挙手をもってお願いします。</p> <p>ありがとうございます。賛成多数ということで許可いたします。</p> <p>続きまして議案7号にはいります前に山口壽博推進委員には退席をお願いします。</p> <p>(山口推進委員退席)</p> <p>議案第7号、農業経営基盤強化促進事業による権利設定についてということで、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>基盤強化法第18条第1項の規定による農地利用集積計画(利用権設定)について、基盤強化法の基本要綱の第9の3の(1)の規定により、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求めます。貸借権の設定です。2件ございます。</p> <p>木場郷の848、950、1321-1、1321-3、田4筆で3,954㎡、備考に書いておりますけれども、2月の総会であっせんを協議した農地です。10aの9,000円で1年間借りられるという内容になっております。その農地の隣接地ではあるのですが、木場郷の947-</p>

議長	<p>1 と 947-2、2 筆で 1,182 m²、相続人全員の同意を得て、そこも 10a の 9,000 円で 1 年間借り受けるという内容になっております。16 ページが場所です。</p> <p>ありがとうございました。あっせんにてていた所ということで、地元の富永委員さんお願いします。</p>
富永委員	<p>5 番、富永です。事務局から言われたとおりでございます。元借受人が高齢でずっと探しておられたのですが、先ほども説明があったとおりです。</p>
議長	<p>ありがとうございました。この件に関しまして質問、ご意見等あられましたら挙手をもってお願いします。ないようでしたら決を取りたいと思います。この件に関しまして、賛成と思われる方は挙手をもってお願いします。</p> <p>ありがとうございます。賛成多数で許可相当ということで進めていきたいと思ひます。続きまして (3) 番の議案第 8 号、農地中間管理事業による農地利用集積計画について、ということで事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>基盤強化法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画 (利用権設定) について、基盤強化法の基本要綱の第 9 の 3 の (1) の規定により、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求めます。中間管理事業です。件数が多いのですが、</p> <p>1 件目が一ツ石郷 1302-1、茶畑です。1 筆、11,074 m²、筆の 200,000 円で期間が 10 年間、この土地につきましては 3 年度に改植、改良をされている土地でございます。</p> <p>2 件目です。里郷 1589-1、1607-1、1608、1610、田 4 筆で 1,801 m²。4 筆、10,000 円で 5 年間の貸付の内容となっております。</p> <p>3、4、5 ですがけれども、配分予定者がいずれも同じ借受人です。木場郷の 318-3、1,205 m²は、期間 10 年で 10a の 9,000 円での貸付、木場郷の 317、318-2 も、10a の 9,000 円で 10 年間の貸付ということで、2 月に先ほどと同じであっせんの協議をした所で、山口委員が主体となってとりまとめをしていただいたということで、今回、中間管理の利用権設定であっております。</p> <p>5 番ですがけれども、ここはあっせんはでてないのですが、その隣接地ということで、木場郷の 318-1、1 筆、1,167 m²、条件は一緒です。10a の 9,000 円の期間 10 年ということで、3、4、5 が同じような所をまとめて借りられるという内容になっております。</p> <p>6 番目ですがけれども、木場郷の 1087、1094-1、1095-1、田 3 筆で 4,992 m²。ここもあっせん協議をした所でございます。10a の 9,000 円で期間が 3 年間です。</p> <p>7 番が三根郷の 995-1、995-2、田 2 筆で 3,236 m²、無償での 5 年間の貸付となっております。</p> <p>8 番が三根郷の 875、こちらも使用貸借で、無償で 5 年間の貸付という内容になっております。</p>

	<p>9番からが配分予定者がいずれも同一です。これまでも中間管理事業で借りられていたのですが、更新ということで出されております。</p> <p>9番が蔵本郷の1408-1、1408-2、田2筆で2,058㎡。</p> <p>10番が蔵本郷の1400-2、1401-1、1400-1、3筆で3,447㎡。</p> <p>11番が蔵本郷の1393、田1筆、1,156㎡。</p> <p>12番が蔵本郷の1388、田1筆、1,955㎡。</p> <p>13番が蔵本郷1392-1、1392-2、1392-3、1351、4筆で3,382㎡。</p> <p>14番が蔵本郷の1353、田1筆、3,060㎡。</p> <p>いずれも期間は5年間で物納となっております。10aのいくらということではなくて、米をそれぞれ何kgと書かれておりましたので、それぞれ物納、米何kgと書かせていただいております。24ページからが地図です。27ページですけれども、先ほどの構さんの所です。読み上げたのですが、赤枠で囲んでいる所一帯です。この土地をずっとされていて、今回も、やめようかとの話もあったのですが、更新をしていただくことになりました。</p>
議長	<p>ボリュームがあってわかりにくかったかもしれませんが、配分予定者別に審議をしていきたいと思います。</p> <p>まず1番、この賃借料は10年分で200,000円ですか。</p>
事務局	<p>いいえ、1年分です。面積が広いので年間です。</p>
議長	<p>わかりました。1番の写真は24ページに掲載されておりますが、昨年、改良届が出た所だと思いますが、この件に関しまして地元委員さん、または質問のある方は質問いただければと思います。</p>
俵坂委員	<p>12番、俵坂です。これは以前借り上げをされて、お茶の改植をされて、一回見に行ったのですが、非常にいい茶園になっております。こういったように管理をして、やっていただければ何も問題ないかと思っております。</p>
議長	<p>ありがとうございました。その他、質問ないでしょうか。</p> <p>ないようでしたら、この件に関して問題なければ、挙手をもってお願いしたいと思います。</p> <p>ありがとうございます。賛成多数ということで進めさせていただきます。</p> <p>2番の件ですが、この件に関しまして地元委員さん、または質問のある方は挙手をもってお願いします。</p> <p>何もないでしょうか。それではこの件に関しまして、許可相当ということでありましたら挙手をもってお願いします。</p> <p>ありがとうございます。賛成多数ということで、次に進めさせていただきます。</p> <p>続きまして3番から5番の件につきまして進めていきたいと思っております。この件につき</p>

	<p>まして、地元委員さん、推進委員さん、または質問がある方は挙手をもってお願いします。</p>
山口推進委員	<p>推進委員の地元の山口壽博です。3町ほど作られていた方が、体調が良くないということで、木場の方だけでもあがってきているのが、2町近くあがってきていて、その中の一つの農地なのですが、借受人は退職されて、米等もたくさん売りたいということで、話をしましたら快諾していただいて、ここを借りていただくようになりました。</p>
議長	<p>ありがとうございました。ご足労いただき、探していただいてありがとうございました。3番から5番につきまして、その他質問はないでしょうか。</p> <p>ないようでしたら、許可相当と思われる方は挙手をもってお願いします。</p> <p>ありがとうございます。賛成多数ということで、3番から5番に関しましては許可するというので、進めさせていただきます。続きまして6番の件に関しまして、ご意見、ご質問、補足等ございましたらお願いします。</p>
山口推進委員	<p>推進委員の山口です。この件は借受人が仲間の方と法人を立ち上げられて、農業を大々的にやりたいということで、この周りも借受人がされていて、同じ耕作者の方が同じ水利で全部されるということで、条件的もいいということで、優先的に話をしたら快諾をいただいて、先々はこういう法人を始められて方に、木場は集約していかないと、耕作放棄地が出るのかと思ったところで、こういう若い方がおられて、助かったという状況です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。その他にご質問、補足等ございましたらお受けします。</p> <p>何もないようでしたら許可相当ということで賛同される方は、挙手をもってお願いします。</p> <p>ありがとうございます。賛成多数ということで進めさせていただきたいと思います。続きまして7番、8番の件ですが、この件につきまして質問等ありましたらお願いします。地元は私の地元で三根郷ですが、借受人もけっこう水田を作られながら、ドローンでの防除等、上杉地区も何軒か請け負われているようで、その中で借受もされたのではないかと考えております。機械等もお持ちなので問題ないかと私は思いますけれども、その他、質問、補足等ありましたらお願いします。ないようでしたら決をとらせていただきたいと思います。7番、8番に関しまして許可相当と思われる方は挙手をお願いします。</p> <p>ありがとうございます。賛成多数ということで進めさせていただきます。続きまして9番から14番までということで、この件に関しまして、地元委員さん補足等ありましたら、先ほど事務局から説明があったとおりでと思いますが、補足等ありましたらお願いします。</p>
森田委員	<p>2番の森田です。借受人は前からこの辺りを作っておられて、続けての賃借だと思い</p>

<p>議長</p>	<p>ますので問題はないと思います。</p> <p>ありがとうございます。その他、質問等ないでしょうか。ないようでしたら9番から14番まで許可するというので、賛成の方は挙手をもってお願いします。</p> <p>ありがとうございます。賛成多数ということで許可相当として進めさせていただきたいと思います。続きまして(4)番の議案第9号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてということで、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>農地法第5条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第4の1の(4)のアの規定により、意見を決定するための審議を求めます。転用でございます。</p> <p>平似田郷の1212-1、畑1筆、429㎡、一般個人住宅建設のための転用申請となっております。申請書ですけれども、内容は先ほど言ったとおりですが、一番下のその他参考となるべき事項なのですが、申請地は、隣接する1212番2、宅地117.51㎡と併せて一体利用致します。1212番1の敷地の一部分は法面で有効活用できませんということで、後で説明しますが500㎡を超える転用であれば基本的には不可ということで、それ以内の有効面積になりますということで書類を出されております。30ページは位置図です。平似田と里の間位の所ですけれども、黄色で塗ってある所が申請地です。31ページが現況写真です。少し荒れていますが、非農地化まではいっていない土地で、青の併用地というのが宅地で、申請地というのが畑です。今回の転用地となっております。32ページが字図ですが、1212-2と1212-3、1212-3は黄色で塗ってないですが、ここが宅地です。分筆をされて1212-2だけ所有権を移転するというような申請です。1212-1が畑、転用する畑です。33ページが配置図です。先ほどふれましたが、有効面積につきまして、右下ののびている所は宅地として使えない所で、ここはいれませんかということで、赤い点線が引いてあります。34ページが立面図、このような家を建てるということで、35ページが被害防除計画書、最高1.35mの盛土を行うとか、土留め工事をする、水に関しては合併浄化槽で側溝に流す、建物の高さを6.1m程度に加減するというような内容となっております。36ページが代替地の検討です。現在家族と瀬戸郷にある私の実家に両親と同居しておりますということですが、少し手狭になって、用地選定にあたっては、職場が大村市ということで、通勤に負担がかからない所で、尚且つ子供の学校に便利な場所を探しましたということで、一番下の検討地一覧の所に、こういった宅地も検討しましたが、農地を転用して使いたいという理由書となっております。37ページが500㎡を超える理由書ということで、宅地と畑と併せまして549.23㎡になります。そのうちさっき赤の点線で区切っていた、横にのびている所は土羽法面で有効利用不可な土地となっておりますので、実際的には437.89㎡になりますというような内容を書いております。それを表しているのが38ページの図面です。右にのびている所は有効利用不可地で、ここは宅地としては含めないというような申請をされております。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。この件に関しましても現地確認を行っております。地元委</p>

	員の富永委員さん説明、補足等ありましたらお願いします。
富永委員	5番、富永です。午前中に局長、会長含め8名で現地を見てまいりました。さっき説明されたとおりで、地図でもなかなか見にくいのですが、建設に対しては役場の方からも異常ないということです。私達が心配したのは上から道が3mほど町道がきているのですが、それは坂道で、右側に少し水路が見えています。それがあまり勾配がないものですから、ゆっくり流れている川です。それで大雨の時はどちらからも水がきて、宅地になる所にこないかという危惧がありまして、業者の方がお見えでしたので、そのことだけを一番気を付けて下さいということで、業者の方もしますということで話をしてきました。以上です。よろしくお願いします。
議長	ありがとうございました。地元推進委員の福島さん、追加がありましたらお願いします。
福島推進委員	推進委員の福島です。富永さんが言ったとおり特に問題はなかったのですが、水の関係上、大雨の時に心配だと思って、そこだけです。あとは問題ありませんでした。
議長	ありがとうございました。本日、当番で現地確認をしていただきました、清心委員さん、俵坂委員さん何かございましたらお願いします。
俵坂委員	12番、俵坂です。今日、見てみましたが、富永さん、福島さんから話がありましたように、転用については問題ないということでございます。それで水が増えた時に困るのではないかとということで、業者の方にアドバイスをしてきました。
清心委員	11番、清心です。転用には何も問題はありませんでした。
議長	ありがとうございました。説明いただきましたけれども、この件に関しまして、皆様方からの質問等ありましたらお受けします。質問がございましたら、よろしくお願いします。図面だけ見てもわかりづらいところではあるのですが、先ほどから皆さん説明されているように、農地転用に関しては全然問題ないと、逆に後々水の影響で井手の人と家の人がトラブルにならないか心配だと、水路が越水した時のことを考えられていらっしゃるということで、それは業者に伝えましたので、そこも問題なくいけるとお思います。そういう状況ですが、質問がなければ採決に入りますけれどもよろしいですか。
	「はい」の声
議長	それでは今の件に関しまして許可相当と認められる方は挙手をもってお願いします。ありがとうございます。賛成多数で許可相当ということで県の方に上達したいと思

<p>事務局</p>	<p>ます。続きまして (5) 番議案第 10 号、農地のあっせん申出についてということで、事務局より説明をお願いします。</p> <p>下記のとおりあっせんの申し出がありましたので、審議願いますということで、2 件ございます。</p> <p>1 件目が、三根郷の 469 と 470、茶畑です。樹園地、1,161 ㎡、貸借であっせんの理由としては、借りられていたのですが、返却をされたということで、どなたかいないですかということで、出されております。</p> <p>2 件目が、平似田郷の 591-1 外 14 筆ということで、後で地図を見てもらいますけれども、現況が水田で、面積の合計が 7,994 ㎡、貸借希望ということで、こちらも借りられていたのですが、誰かいないでしょうかということで、いずれも借りていた方からの話なのですが、40 ページに場所を表示しております。</p> <p>赤木の茶畑と、平似田の方は水田です。一帯的にかなり広いのですが、出されております。平似田はこの近くであっせんの協議した所があるのですが、そちらにつきましてはすぐに富永委員さんから連絡がありまして、平似田の方が借りてくれるということで、手続きはまだされていないのですが、貸人、借り人双方に連絡を取りまして、手続きをお願いしますということでお伝えしております。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございます。2 件出ております。1 件目が赤木の方ですが、あっせん委員ということで、話をしていかなければと思っておりますが、お茶の木が植わっておりますので、お茶関係で上地区の方にも一緒に探していただければと思っております。私と、推進委員の下野さんと、中山委員さんにも入っていただいて、上地区の方にも話をしていただければと思っておりますのでよろしくお願いいたします。またこの近くにあっせんが出そうな雰囲気があります。そういうのを含めて、一緒に話をして皆さんがいいですとなっても困るので、その辺は話を合わせながらやっていければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。まずは、お茶関係者の方に話をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。2 番の方ですが水田なので、できるだけ地元の方がいいかと思っておりますが、平似田なので、あっせん委員として富永委員さん、ご協力をお願いします。</p>
<p>富永委員</p>	<p>前農業委員の時からずっと話をされていたのですが、来る時がきたかということで、よろしくお願いいたします。一生懸命探します。</p>
<p>泓委員</p>	<p>4 番の泓です。この資料をいただいた時にちょうど借受人と話をしたのですが、乾燥機等機械も持っているので、全部含めて貸しますということでした。</p>
<p>山口推進委員</p>	<p>お茶もいいのではいかと茶農家に話をしたのですが、息子さんと話をしてみようかということだったのですが、茶畑の方向で考えてもらえればどうでしょうか。この辺りは例えば茶畑になったりしても、水路関係は大丈夫なのではないでしょうか。</p>

富永委員	茶畑がすぐ横にあります。基盤整備の25年前位から作られているのですが、その脇の方で基盤整備がしていないのですが、周りの田に水路の影響はないと思います。
福島推進委員	私も隣接地で田を作っているもので、よければ作ってもらえないかということで、今年お願いをされたのですが、作れるだけ作ろうかとは思っておりました。何年できるかはわかりませんが。
議長	ぜひ、お願いします。田は水路を用心しないといけないので、地域の委員さん達がそういう方向でも大丈夫となれば、その方向でも人を探すということになると思います。1番の方は茶畑として借り人を探す、2番の方は福島さんが検討されるということで、よろしくお願いします。
山口推進委員	質問なのですが、あっせんが上がっていますが、こういう基盤整備ができていない所は基盤整備事業の許諾面積と土地の割合等が聞けたら助かるのですが。
事務局	メニューが色々あるので調べないとわからないところがあります。
山口推進委員	せっかくなら、段々畑ではなくて、土地の負担が少ないようにして、耕作された方がいいかと思ったので、質問しました。
議長	<p>メニューが色々ありますので、その辺は事務局の方でも整理しながらやっていきたいと思います。それでは、5番の農地のあっせんにつきましては、そういう形で進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>他に何かないでしょうか。</p> <p>ないようでしたら、本日の総会はこれで終了いたします。</p> <p>お疲れ様でした。</p>